

障害のある方への 合理的配慮の提供を支援します！

令和5年10月1日から、
事業者による「障害がある方への合理的配慮」の提供が義務化されました。
障害のある方もない方も、同じようにイベント等へ参加できるように、
意思疎通支援者の派遣費用の一部を助成します。

制度を利用できる団体等

市内で開催される、障害のある方を含む不特定多数の方の参加が見込まれるイベント等の主催者のうち、下記のいずれかまたは両方に該当される団体等の方

- ① 市内に事業所または事務所等を有すること
- ② 市内の町内会やボランティア団体、学生・社会人サークル等の市民活動団体であること

※いずれも市税の滞納がないこと、暴力団等と関係を有していないことが条件です。

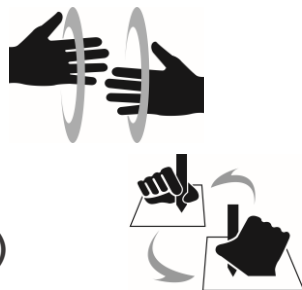
補助金の対象

イベント等の開催時における
手話通訳者・要約筆記者等の派遣費用

上限

5 万円

(補助率 3 / 4)

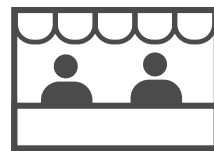


※補助は予算の範囲内で行います。

※国、県、市等の補助事業は対象外です

「イベント等」の例

- 飲食や物販など
各種イベント



- 医療など
各種講演会や説明会

- 体験教室

など

? 「合理的配慮」とは？

障害のある方から、
何らかの配慮を必要とする意思が示された場合、
負担が重すぎない範囲で、日常生活や社会生活を送るうえでの
バリアを取り除くための必要な配慮のことです。

合理的配慮に関する
リーフレットは
市ウェブサイトをご覧ください。



手続きの流れは
裏面をご覧ください。



申請に必要な書類は、
市ウェブサイトからダウンロードください。

お問い
合わせ先

仙台市健康福祉局障害企画課
仙台市青葉区国分町3-7-1 市役所本庁舎6階
電話：022-214-8163 FAX：022-223-3573
Eメール：fuk005330@city.sendai.jp

手続きの流れ

① 相談・申請【申請者】

イベント等の内容を検討し、みやぎ通訳派遣センターや市へ事前に相談の上、**郵送**で申請

【申請書類】

- ・交付申請書（様式第1号）
- ・手話通訳者・要約筆記者等設置計画書（様式第1号の2）
※みやぎ通訳派遣センターへ派遣を依頼した場合には申込書の写しも添付
- ・イベント等の内容がわかるパンフレット等の写し又は企画書
- ・対象経費の見積書
- ・市税納付状況確認同意書（様式第1号の3）



手話通訳、要約筆記者の派遣は

みやぎ通訳派遣センター

（（一社）宮城県聴覚障害者福祉会）へご相談ください。

TEL/FAX 022-393-5504

E-mail miyagi.haken4023@gmail.com

宮城県聴覚障害者福祉会トップページ
<https://www.miyacho-fukushi.jp/>



② 審査・決定【市】

申請内容を審査のうえ決定して通知

③ 経費の支払【申請者】

決定に基づき、意思疎通支援者を配置

④ 実績報告【申請者】

申請したイベント等が完了したら、実績報告を市に提出

【申請書類】

- ・実績報告書（様式第7号）
- ・支援者派遣元からの請求書の写し
- ・支払いが確認できる書類の写し（領収書、振込明細書等 ※詳しくは障害企画課へ確認ください。）
- ・対象イベント等に手話通訳者・要約筆記者を設置したことが確認できる写真データ

⑤ 補助金額の確定【市】

実績報告の内容を確認し、補助金額を確定し通知

⑥ 補助金の請求【申請者】

補助金交付請求書（様式第9号）を市に提出

⑦ 補助金の交付【市】

請求書に基づき補助金を支払い

【申請先】 ☎980-8671（住所不要）
仙台市健康福祉局障害企画課

申請に必要な書類は
市ウェブサイトから
ダウンロードしてください▶



その他の事業者向け支援メニュー

詳細は市ウェブサイトからご確認ください。

■ 当事者アドバイザー派遣

障害のある方がアドバイザーとして実際に店舗などを訪れ、「合理的配慮の提供」の方法について、一緒に考えご提案させていただきます！



■ 障害理解サポーター養成研修

障害のある方が講師となり、実体験を踏まえた講義を行います。研修で学んだことを日常の営業活動や接客、商品企画などの業務に活かす、CSRとして地域貢献活動へつなげていくことができます。

